# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　The Toho Bank, Ltd.

最終更新日：2015年6月24日
株式会社　東邦銀行
取締役頭取　北村清士
問合せ先：総合企画部（024-523-3131）
証券コード：8346
http://www.tohobank.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当行グループは、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、銀行グループのもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、企業理念である社会的使命「地域を見つめ、地域とともに」、経営姿勢「お客さまの満足のために」、および行動規範「新しい感覚と柔軟な発想をもって」に基づき、企業倫理宣言や行動指針を定め、コーポレート・ガバナンスの強化を通じて、法令等遵守の徹底を図るとともに、健全な業務運営の確保と揺るぎない信頼性の確立に力を注いでおります。

こうした取組みを展開する上では、経営の透明性を高めていくことが最も重要であると認識しており、地域およびお客さまや株主の皆さまに対する積極的な情報開示に努めております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 更新 | 10%以上20%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 13,331,000 | 5.27 |
| 東邦銀行従業員持株会 | 11,644,807 | 4.61 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 9,924,382 | 3.93 |
| 日本生命保険相互会社 | 9,923,670 | 3.93 |
| 福島商事株式会社 | 8,436,725 | 3.34 |
| 日東紡績株式会社 | 4,746,000 | 1.87 |
| 東北電力株式会社 | 4,658,090 | 1.84 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人　シティバンク銀行株式会社） | 4,651,000 | 1.84 |
| 住友生命保険相互会社 | 3,939,000 | 1.56 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 3,820,994 | 1.51 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

大株主の状況は平成27年3月末現在。

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 銀行業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| | |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 13 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 田口　信太郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 青野　亜佐緒 | 弁護士 | | | | | | | | ○ | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 田口　信太郎 | ○ | ＜略歴＞<br>昭和49年　4月　日本放送協会入局<br>平成10年　6月　松山放送局放送部副部長<br>平成12年　5月　報道局取材センター担当部長<br>平成13年　6月　報道局取材センター経済部長<br>平成15年　6月　福島放送局長<br>平成18年　7月　財団法人NHKサービス | 幅広い知識と豊富な経験を活かし、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して、社外取締役に選任しております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | センターへ転籍<br>平成23年　7月　財団法人NHKサービスセンター理事<br>平成24年　6月　同理事退任<br>平成24年　6月　当行取締役（現職）<br><br>＜属性情報＞<br>田口氏と当行との間には、開示すべき特別の利害関係はありません。 | また、東京証券取引所の規程する「独立性基準」に抵触せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。 |
| 青野　亜佐緒 | ○ | ＜略歴＞<br>平成　7年　4月　アメリカンファミリー生命保険株式会社入社<br>平成　8年　3月　退職<br>平成14年10月　東京弁護士会登録<br>山浦法律事務所入所<br>平成17年　4月　退所<br>平成17年10月　中島成総合法律事務所入所<br>平成20年　4月　退所<br>平成20年　5月　奥野総合法律事務所（現：奥野総合法律事務所・外国法共同事業）入所<br>平成21年　7月　フロンティア・マネジメント株式会社へ出向<br>平成22年　6月　奥野総合法律事務所（現：奥野総合法律事務所・外国法共同事業）へ帰任<br>平成24年10月　フロンティア・マネジメント株式会社へ出向<br>平成26年　3月　奥野総合法律事務所（現：奥野総合法律事務所・外国法共同事業）へ帰任<br>平成27年　6月　当行取締役（現職）<br><br>＜属性情報＞<br>青野氏は、当行が法律相談等を依頼している奥野総合法律事務所に勤務しておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。 | 弁護士としての高い見識及び法律の専門性からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して、社外取締役に選任しております。<br>また、東京証券取引所の規程する「独立性基準」に抵触せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 5 名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 監査役は、会計監査人の監査計画策定を聴取し、監査項目や手続等に関する意見交換を行うとともに、営業店・本部・子会社往査への同行や監査講評への立会い、随時報告を受けております。
　また、期末には会計監査人より「監査報告書」を受領し、監査結果の確認を行うことに加え、定期的な情報交換を行うなど、効率的な監査の実施・展開に向け、連携を保っております。
2. 監査役は、内部監査部門による営業店・本部・子会社に対する監査講評への立会い、重要情報の相互提供や意見交換、内部監査部門の会議への出席等、監査役と内部監査部門との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

| | |
|---|---|
| | |

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

## 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 井置　一史 | 弁護士 | | | | | | | | | | △ | | | |
| 赤城　恵一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 原　徹 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | ○ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 井置　一史 | ○ | ＜略歴＞<br>昭和51年　4月　大蔵省入省<br>昭和56年　7月　竜ヶ崎税務署長<br>昭和59年　4月　外務省在イタリア日本国大使館一等書記官<br>平成　4年　7月　大阪国税局査察部長<br>平成　5年　7月　大阪国税局課税第一部長<br>平成　6年　7月　大臣官房企画官兼大臣官房金融検査部管理課企画官<br>平成　8年　9月　大臣官房企画官兼内閣審議官（内閣審議室）<br>平成　9年　7月　宮内庁長官官房主計課長<br>平成11年　7月　理財局国有財産第一課長<br>平成12年　7月　造幣局東京支局長<br>平成13年　7月　九州財務局長<br>平成15年　7月　東北財務局長<br>平成16年　7月　日本たばこ産業株式会社財務副責任者<br>平成18年　7月　国土交通省大臣官房審議官（北海道局）<br>平成20年　7月　独立行政法人水資源機構理事<br>平成22年　4月　東京大学大学院 | 国家行政に携わってこられた経歴に基づいた幅広い見識を有していることから、社外監査役に選任しております。<br>また、東京証券取引所の規程する「独立性基準」に抵触せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 法学政治学研究科<br>～平成23年7月附属ビジネスロー・比較<br>法制研究センター<br>客員教授<br>平成23年 1月 弁護士<br>平成24年 6月 当行監査役（現職）<br><br>＜属性情報＞<br>井置氏は、当行と銀行取引を有する国の国土交通省大臣官房審議官に就任しておりましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。 | |
| 赤城 惠一 | ○ | ＜略歴＞<br>昭和49年 4月 福島県庁入庁<br>平成12年 4月 秘書課政策調査室長<br>平成14年 4月 財政課長<br>平成15年 4月 総務部政策監<br>平成17年 4月 会津大学（現：公立大学<br>法人会津大学）<br>事務局長<br>平成18年 3月 福島県庁総務部理事<br>（公立大学法人<br>会津大学事務局長）<br>平成19年 4月 保健福祉部長<br>子ども施策担当理事<br>平成21年 4月 総務部長<br>平成22年 3月 福島県庁退職<br>平成22年 5月 福島県信用保証協会<br>専務理事<br>平成26年 5月 専務理事退任<br>平成27年 6月 当行監査役（現職）<br><br>＜属性情報＞<br>赤城氏は、当行と銀行取引を有する公立大学法人会津大学、福島県、福島県信用保証協会に勤務しておりましたが、いずれも取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。<br>また当行取締役頭取の北村清士は、赤城氏が専務理事を務めていた福島県信用保証協会の非常勤理事に就任しております。 | 地方行政に携わってこられた経歴に基づいた幅広い見識を有していることから、社外監査役に選任しております。<br>また、東京証券取引所の規程する「独立性基準」に抵触せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。 |
| 原 徹 | ○ | ＜略歴＞<br>昭和52年 4月 日本銀行入行<br>平成10年 4月 システム情報局<br>企画課長<br>平成11年 4月 熊本支店長<br>平成13年 2月 システム情報局参事役<br>平成15年 8月 人事局審議役<br>（総務担当）<br>平成16年 5月 システム情報局長<br>平成19年 4月 検査役検査室長<br>平成21年 6月 日本銀行退職<br>平成21年 6月 横浜銀行常勤監査役<br>（社外監査役）<br>平成25年 6月 常勤監査役<br>（社外監査役）退任<br>平成25年 7月 日本通運株式会社<br>警備輸送事業部顧問<br>平成26年 3月 旭硝子株式会社監査役<br>（社外監査役）（現職）<br>平成27年 4月 日本通運株式会社<br>警備輸送事業部<br>顧問退職<br>平成27年 6月 当行監査役（現職）<br><br>＜属性情報＞ | 金融業務に精通した専門的な知見を有していることから、社外監査役に選任しております。<br>また、東京証券取引所の規程する「独立性基準」に抵触せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 原氏は、当行と銀行取引を有する日本銀行、日本通運株式会社に勤務しておりました。また、当行と銀行取引を有する旭硝子株式会社の監査役（社外監査役）に就任しておりますが、いずれも取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。 | |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 5 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬体系については、確定金額報酬と業績連動型報酬としております。
なお、業績連動型報酬については、当期純利益を基準として下記のとおり決定される額を支給することとしております。

＜業績連動報酬限度額＞

| 当期純利益水準（※） | 業績連動報酬限度額 |
|---|---|
| ○30億円以下 | 0円 |
| ○30億円超～ 40億円以下 | 30百万円 |
| ○40億円超～ 60億円以下 | 40百万円 |
| ○60億円超～ 80億円以下 | 50百万円 |
| ○80億円超～100億円以下 | 60百万円 |
| ○100億円超 | 70百万円 |

（※）当期純利益は当行単体の額としております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する報酬等は377百万円。

うち、定款又は株主総会で定められた250百万円の報酬限度額の範囲内で支給した報酬額220百万円（使用人兼務取締役の使用人分報酬68百万円は含めておりません）、業績連動型報酬見込額60百万円、役員退職慰労引当金繰入額のうち当事業年度に該当する額97百万円が含まれております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方 | |

| | |
|---|---|
| 針の有無 | なし |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

監査役(会)の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、業務監査のサポートを行っております。なお、当該スタッフの人事に関しては、監査役と取締役が意見交換を行うなどにより、監査役(会)へのサポート体制維持に努めております。
また、監査役(会)は必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について、当行および子会社の取締役および全従業員等から報告を受けることとしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

1. 現状の体制の概要
(1)会社の機関の内容
取締役会は13名(社外取締役2名、うち女性1名)で構成され、原則毎月2回開催しております。取締役会は、企業理念を踏まえた経営計画やコンプライアンス・プログラム、リスク管理の基本方針の決定および統制環境整備のための組織や内部監査に関する事項など、法令および定款に定める事項のほか、業務の方針、その他重要な事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
また、意思決定の迅速化を図る観点から、役付取締役からなる常務会を設置し、取締役会から委任された業務執行等の決定、業務執行にあたっての重要な審議等を随時行い、より質の高い経営執行体制・経営管理体制を構築しております。加えて、執行機能の充実・強化を図る観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された執行役員が責任をもって担当部門の業務執行にあたる体制としております。
当行では監査役会設置会社としており、監査役会は常勤監査役2名と非常勤(社外)監査役3名の5名で構成され、原則毎月2回開催しております。
監査役は、全員が取締役会に出席し、各取締役の業務執行状況を監査するとともに、常勤監査役は常務会や各種委員会などの重要な会議にも出席し、適切な提言・助言を行っております。

(2)内部監査および監査役監査、会計監査の状況
当行の内部監査部署である監査部は、平成27年3月末現在で業務に精通した人員27名が在籍し、被監査部門との独立性を保ちながら、グループ全体の法令等遵守態勢およびリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。
また、監査役は、各種経営会議への出席や本支店および本部各部の業務監査等を定期的に実施し、各取締役および業務執行部門に対する牽制機能を果たすほか、監査部・会計監査人との会合を随時開催し、相互に連携・情報交換しながら監査を実施しております。
当行の会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。平成27年3月期の監査業務は公認会計士3名(水守理智氏、富樫健一氏、満山幸成氏)が業務を執行し、補助者は公認会計士8名、その他15名で構成されております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当行は、地域金融機関における豊富な経験を有し、業務に精通している人材を取締役として選任し、それぞれが業務執行状況を相互に監督・牽制する質の高い経営執行・管理体制を構築しております。また、独立社外取締役2名を選任し、経営執行等における合理性、客観性のより一層の向上を図っております。
当行では、独立社外監査役3名と常勤監査役2名による監査役会を設置しており、監査役による各取締役および業務執行部門に対する牽制機能が有効に機能することで、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 今年度は、株主総会開催日の21日前に招集通知を発送しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 平成9年より、株主総会の開催日については、集中日を回避して運営を行っております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる議決権行使を可能としております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 当行は英文での招集通知をホームページに掲載しております。 |
| その他 | 当行のホームページおよびTDネットに株主総会の招集通知の内容を掲載し、より広く情報開示を行っております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 福島県内の6会場で地元向けIRを開催し、代表者自らが経営状況・経営方針等について説明しております。（平成26年度：福島市、郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市）<br>また、平成27年7月より福島県内の6会場で個人投資家向けIRを開催し、代表者自らが経営状況・経営方針等について説明する予定です。（福島市、郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市） | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家とのワン・オン・ワン・ミーティングを実施しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 半期毎のIR資料をホームページに掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 総合企画部にて対応しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | コーポレートメッセージ「すべてを地域のために」の理念に則り、福島県を中心とした地域経済の復興のため、平成27年4月よりスタートした中期経営計画「とうほう“サミット”プラン」～裾野を広く、山を高く～において、「ふくしまの“復興から成長”への貢献」を経営の最優先事項として明記し、各種復興支援に取組んでおります。また、「企業倫理宣言」では、CSRの観点から、ステークホルダーの立場の尊重に関する内容を織り込んでおります。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 平成24年4月に営業開始した特例子会社「株式会社とうほうスマイル」を通じて、働くことを希望する障がい者の方々の自立と社会参加の促進に取組んでおります。<br>また、金融教育支援への取組みとして、全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」福島大会を継続的に開催しております。<br>環境保全活動への取組みでは、福島県が推進する「企業の森林づくり」制度に参画し、役職員や家族による植林活動（「とうほうの森」づくり）を実施しております。 |
| | |

| | |
|---|---|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 「企業広報」としての地元向けIRの開催やディスクロージャー誌の作成に加え、ホームページの拡充等、様々なツールを効果的に活用しながら情報発信に努めるとともに、「適時開示規程」に基づく適時適切な情報開示に積極的に努めております。 |
| その他 | ≪女性管理職の登用状況と登用促進に向けた取組みについて≫<br>1．登用状況<br>・取締役13名のうち女性1名（社外取締役）を選任しております。<br>〈平成27年6月1日現在の状況＞<br>・女性課室長1名（2課室長兼務）、女性支店長5名<br>・管理職12名（女性管理職比率2．9%）、<br>中間管理職109名（女性中間管理職比率17．9%）、<br>役席者121名（女性役席者比率11．8%）<br>2．女性の管理職登用に関する数値目標<br>・女性の管理職比率を2020年までに15%以上とする<br>・女性の中間管理職比率を2020年までに30%以上とする<br>※管理職：時間外非対象者（副支店長職以上または経営職階）<br>※中間管理職：管理職を除く役席者<br>3．女性の活躍促進に向けた取組み<br>・平成21年に発足した女性活躍推進プロジェクト「ハートフルスマイル」では、女性が活き活きと働くことができる組織を創ることを目的に、職場環境・人事制度・営業戦略などに関するテーマについて様々な提案を行っております。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当行の法令等遵守態勢
(1)取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役および全従業員等がこれを遵守しております。
(2)取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図っております。加えて、コンプライアンス担当役員を委員長とする「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェック及び管理等の審議結果について報告を受けております。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置しております。
(3)コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェック及び管理等を行うとともに、各部店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行っております。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を含めた全従業員等に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講じております。
(4)内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。

2. 当行の取締役の職務執行に係る情報管理態勢
取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成しております。これらの文書については、取締役および監査役が常時閲覧できるよう保存・管理しております。

3. 当行のリスク管理態勢
(1)取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定めております。加えて「業務継続計画」および「危機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努めております。
(2)取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受けております。リスク統括部門は、各リスクの管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告しております。
(3)内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項を指示し、その実施状況を検証しております。

4. 当行の職務の効率性確保
定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築しております。
(1)取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践しております。
(2)取締役会は、中期経営計画や年度基本方針、年度および半期予算等を策定するとともに、「常務会」や「経営計画推進委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定しております。
(3)取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告しております。

5. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢
(1)当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「子会社等管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築しております。
(2)当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保しております。
(3)内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。
(4)当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当行は、反社会的勢力に対しては、本部・営業店の連携を強化し、組織的に対応をおこなうとともに警察当局等と連携し、適切な処置を実施するための対応ルールを明確に定めております。
(1)反社会的勢力に対する対応統括部門を総務部総務課とし、本部各部・営業店における反社会的勢力への対応責任者を部長・営業部店長と定めております。
(2)反社会的勢力への対応、情報の収集等にあたっては、外部の専門機関(警察・弁護士・公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター)と連携しております。
(3)公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センターからの情報や、新聞報道・営業店等からの反社会的勢力に関する情報については、総務部総務課にて一元管理を行っております。
(4)反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力等管理対応マニュアル」を制定するとともに、「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力に対する対応について記載し、全従業員等への周知徹底を図っております。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当行では、当行及び当行の子会社等の重要な会社情報となる内部情報の管理方法を定めた「適時開示規程」を制定し、証券取引所の適時開示規則等に基づいた適時適切な情報開示に努めております。

（「適時開示規程」に基づく情報開示体制）
・開示が必要となる重要な会社情報の管理のため、開示担当部署及び開示情報取扱責任者を設置しております。
・開示担当部署を総合企画部、開示情報取扱責任者を会社情報の各所管部署の本部各部長とし、各種会社情報は総合企画部において一元管理される体制となっております。
・総合企画部では、開示情報取扱責任者から報告された各種会社情報について業務担当取締役に報告・協議の上、開示の要否を判断し、開示対象と判断される場合には、頭取の承認を得て、特に重要なものについては常務会または取締役会の承認を得て、速やかに情報開示を行っております。
・なお、適時開示に係る社内体制については、必要に応じ随時見直しを行ない、その充実に努めてまいります。

（平成27年6月24日現在）

# 経営上の意思決定・執行および監督に係る経営管理組織、コーポレート・ガバナンス体制

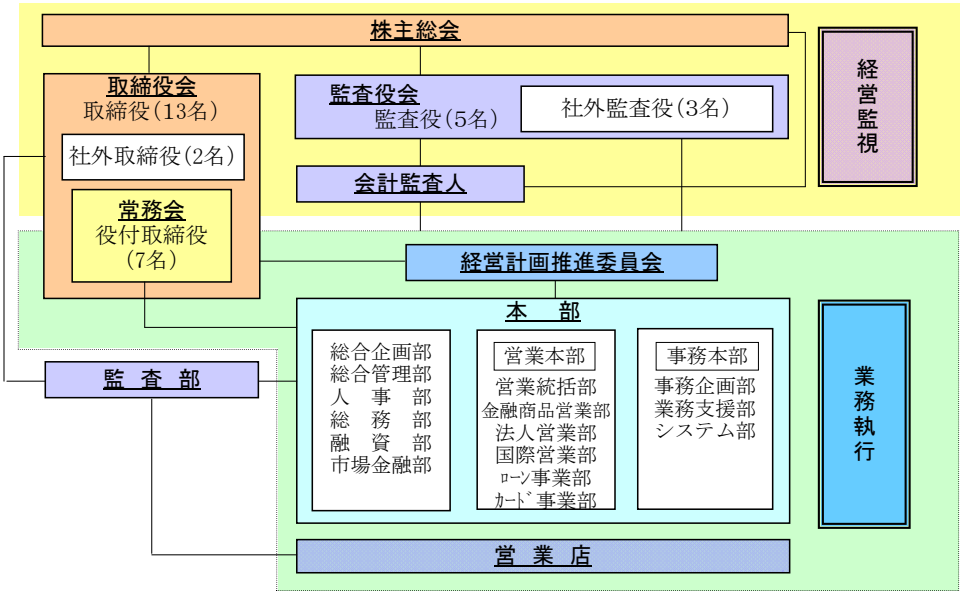


## コンプライアンス・リスク管理態勢

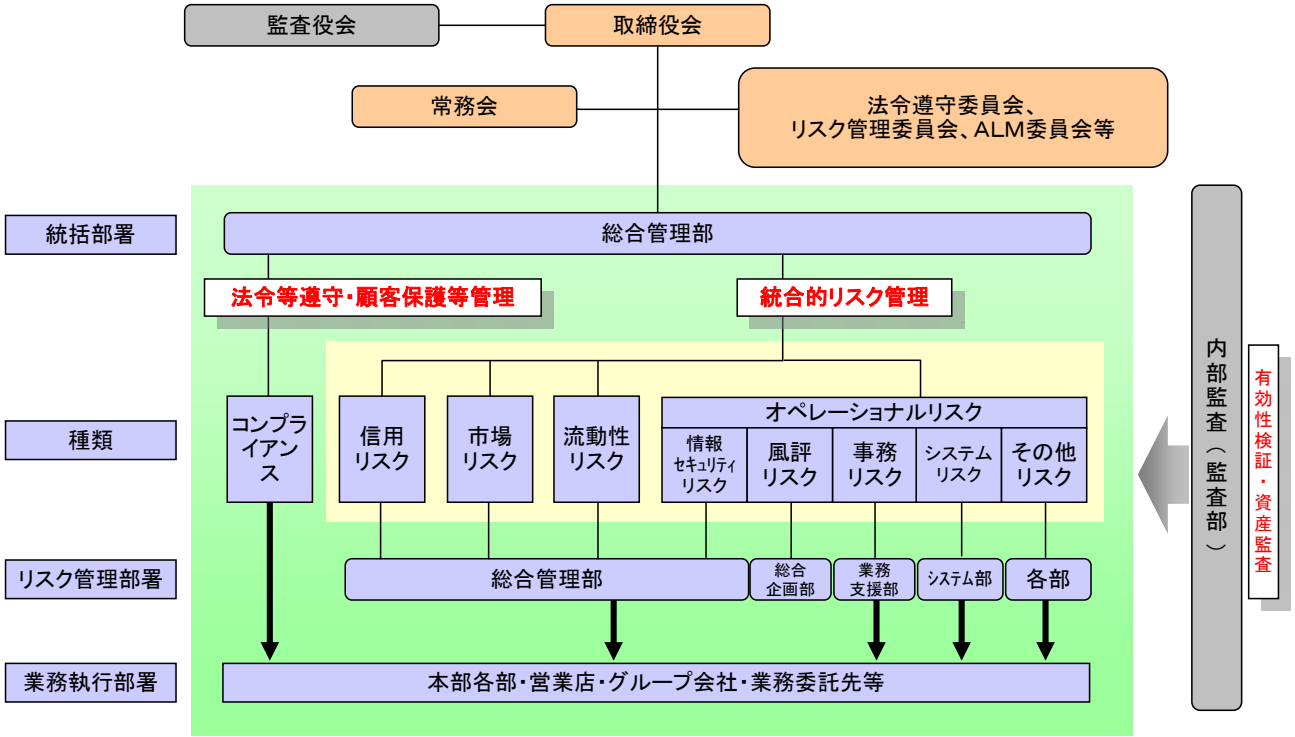

# 適時開示体制

【会社情報の適時開示に係る社内体制図】

